

# 著作権法改正に伴う覚書

著作者名.....

著作物名.....

著作権者.....を甲とし、

出版者.....を乙とする

年 月 日に結ばれた出版契約（原契約）に関して、改正著作権法（以下新著作権法という）の2015年1月1日からの施行に伴い、同日以降以下の効力を生じさせることを本日合意する。

1. 原契約において、甲による乙に対する出版権の設定および内容は、新著作権法第79条、第80条、第81条における電磁的記録として複製する権利および記録媒体に記録された複製物を用いて公衆送信を行う権利を含むものとする。

2. 電磁的記録として複製する権利および記録媒体に記録された複製物を用いて公衆送信を行う場合の時期、使用料とその支払い等については、本覚書作成後2カ年以内に協議し、合意の上文書を作成する。

以上を証するため、同文2通を作り、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲（著作権者）

住所

名前

(印)

乙（出版権者）

住所

名前

(印)